

第45回（令和6年度）北海道麦作共励会実施要領

1. 趣 旨

麦の生産改善を図るためには、麦作農家の良質麦生産意欲の高揚と生産技術及び品質向上、経営の改善を推進することが重要である。このため、北海道麦作共励会を開催し、生産技術あるいは経営改善の面から創意、工夫を持ち先進的で他の範となる麦作農家及び麦作集団を表彰し、その業績を広く紹介するものとする。

2. 主催団体

主 催 一般社団法人 北海道農産協会

後 援 北海道、北海道農業協同組合中央会

ホクレン農業協同組合連合会、北海道製粉連絡協議会、北海道農産物集荷協同組合

3. 対象地域

一般社団法人北海道農産協会会員の地区協会9地区を対象とする。

4. 部 門

共励会は個人および集団別に以下の部門毎に行う。

- (1) 個人の部
 - ①秋播小麦 第1部（20ha以上）
 - ②秋播小麦 第2部（2ha～20ha未満）
 - ③春播小麦
- (2) 集団の部
 - ①秋播小麦
 - ②春播小麦

5. 参加資格

(1) 個人

次の要件を満たす農家であること。

- 1) 当該年産を含む、3カ年の平均作付面積がおおむね2ha以上であること。
ただし、秋播小麦〔第1部〕にあつては、当該年産を含む、3カ年の平均作付面積が概ね20ha以上であること。
- 2) 当該年産小麦の10 a 当たり収量が当該市町村の平均収量以上であること。
- 3) 省力的な麦作を行っており、品質もすぐれ麦生産技術の向上が顕著であること。
- 4) 作付品種が北海道の優良品種であること。

(2) 集団

次の要件を満たす集団であること。

- 1) 生計を異にするおおむね5戸以上で、栽培技術の取り組みが一致性を有し、圃場管理技術の実施等においても、省力化や品質向上面で共同して効率化を図っている集団であること。該当する農業法人も含むものとする。
- 2) 当該年産を含む、3カ年の平均作付面積がおおむね20ha以上であること。
ただし、春播小麦についてはおおむね10ha以上とする。
- 3) 当該年産小麦の10 a 当たり収量が当該市町村の平均収量以上であること。
- 4) 省力的な麦作を行っており、品質もすぐれ麦生産技術の向上が顕著であること。
- 5) 作付品種が北海道の優良品種であること。

6. 参加手続と全国麦作共励会への推薦等

- (1) 北海道共励会への参加推薦者は、生産地の J A 組合長を基本とする。
- (2) 北海道共励会への参加推薦調書は、原則として、市町村米麦改良協会もしくは J A 等が地区米麦改良協会を通じて一般社団法人北海道農産協会へ提出する（推薦調書様式は別に定める）。
- (3) 北海道共励会において各賞選考のうえ、各部1位の中から個人・集団1点を、参加資格基準に基づき全国麦作共励会へ推薦する。

*全国麦作共励会参加基準

(個人)

当該年産麦の作付面積が、2ha以上であること。

(集団)

当該年産麦の作付面積が、10ha以上であること。

- (4) 北海道共励会において、原則として過去3カ年以内に最優秀賞を授与されたことがない個人・集団を参加対象とする。
- (5) 推薦調書にある個人情報への取扱いについては、当該生産者（集団にあっては集団の長）の承諾を得て取り進める（承諾書様式は別に定める）。

7. 審査

審査は、別に定める審査基準により行うものとする。

なお、品質評価として、蛋白、灰分、容積重、F N の4項目の分析を行う。

8. 審査委員会

この共励会に審査委員会を設け審査にあたる。

審査委員は、関係機関・団体の長が推薦する適職に、主催団体である一般社団法人北海道農産協会が就任を依頼し、本人の了解を得て承認する。

審査委員長は、審査委員会で互選することを基本とする。

9. 表彰

- (1) 審査の結果、その成績が優良と認めたものを表彰する。
- (2) 表彰区分は、審査の内容を踏まえて審査委員会が定める。
ただし、最優秀賞を授与する場合は各部門毎（個人・集団毎）に1点のみとする。
- (3) 受賞者には、賞状ならびに記念品を贈呈する。
- (4) 委員長が必要と認めたときは、北海道知事の表彰下付を申請するものとする。

10. その他

- (1) 個人情報については、一般社団法人北海道農産協会が定める「個人情報保護基本方針」に基づき取り扱う。
- (2) この要領に定めていない事項については、必要の都度委員長が別に定める。

第45回（令和6年度）北海道麦作共励会審査基準

1. 北海道麦作共励会の審査は、この基準に定めるところによる。
2. 審査は、推薦調書を主体として厳正に行うものとする。
特に優秀なものについては、その成績を収めた経営と技術要因につき、審査委員の代表により現地審査を行うものとする。
3. 審査対象は個人および集団別に下記の区分毎とする。
 - (1) 個人の部 ①秋播小麦〔第1部〕（20ha以上）
②秋播小麦〔第2部〕（2ha～20ha未満）
③春播小麦
 - (2) 集団の部 ①秋播小麦
②春播小麦
4. 審査項目毎の配点は次のとおりとする。
 - (1) 収量要素（10a 当たり収量）の配点 30点
〔内訳〕
 - 1) 令和6年産 全道10a 当たり平均収量対比配点（秋・春別） (5点)
 - 2) 市町村10a 当たり5ヵ年平均収量との対比
過去(平成29年～令和5年産) 7年中豊凶年を除く5ヵ年平均収量対比配点 (15点)
(秋、春各々の平均収量対比)
 - 3) 市町村10a 当たり2ヵ年平均収量との対比
過去(令和4年・令和5年産)2ヵ年平均収量対比配点 (10点)
(秋、春各々の平均収量対比)
なお、集団が市町村全体の大きい規模の場合、比較は隣接する市町村の平均収量とする。
 - (2) 品質要素の配点 30点
 - 1) 検査等級 (15点)
秋播小麦：当年を含む過去3年の上位等級(1等+2等)数量に対する1等比率
春播小麦：当年を含む過去3年の総収量に対する1等+2等(上位等級)比率
なお、当年産に重みをつけた配点とする（具体的数字は配点基準内規による）。
 - 2) 品質評価 (15点)
 - (3) 技術要素の配点 20点
〔内訳〕
輪作体系、排水対策、有機物施用、土改資材と融雪材の施用、施肥法、播種法、
雑草対策、病虫害防除（雪腐病防除を含む）、農業機械利用、収穫・乾燥・調製
(10項目×2点)
 - (4) 技術の特色・経営の特色・その他特記事項要素の配点 20点
〔内訳〕
技術上の工夫、品質改善の努力、規模拡大・省力低コストの努力、
経営上の特色、地域での役割と波及効果 (5項目×4点)
 - (5) 委員会の裁量点 10点
 - (6) 合計 110点

5. 順位・表彰区分は、各項目の合計点によるものとし、審査委員会において決定する。
6. その他必要な事項については、審査委員会においてその都度決定する。

以上